

認定証の交付申請で 入院時の費用負担が軽減に

入院中か入院する予定で、次の①②に該当する市国保加入者は、国保医療課で限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をしてください。認定証の交付を受けて、入院先の医療機関窓口で提示すると、入院時の食事代の減額や、医療費の自己負担限度額までの支払いが適用されます（食事代の減額は住民税非課税世帯の人のみ）。

認定証の有効期限は7月31日(日)までです。現在、認定証を持っている人も更新手続きが必要です。認定証は申請月の初日から適用しますので、8月以降も引き続き必要な場合は、必ず8月31日(水)までに申請をしてください。

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

①平成23年度住民税非課税世帯で、 70歳以上の国民健康保険加入者(表1)

70歳以上の方が入院する時の医療費は、高齢受給者証に記載されている負担割合に応じて、月額負担限度額までを自己負担することになっています。住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に取得し、入院先の医療機関窓口で提示すると、入院時の食事代や医療費の負担が軽減されます。

課税世帯の方は、高齢受給者証で所得区分が分かるため、申請は不要です。

【申請に必要な書類】

- ▽国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証
- ▽入院期間が分かる領収書、請求書など(表1の区分IIに該当する人で、過去1年間の入院日数が91日以上の人)
- *平成22年中の収入の申告をしていない人は、平成23年1月1日現在の住所の市区町村で申告をしてください。市外で収入の申告をした人は、申告した市区町村が発行する「平成23年度所得証明」が必要です
- *所得区分は、毎月初日の世帯状況と住民税課税状況で決定。住民税課税者が世帯に転入してきた場合などは、減額認定証は翌月から無効になります。その場合は必ず認定証の返還をお願いします

②70歳未満の国民健康保険加入者(表2)

70歳未満の方が入院する場合、国民健康保険被保険者証と一緒に、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、入院時の医療費が自己負担限度額までの支払いとなります。

自己負担限度額は、世帯の所得状況に応じて、「上位所得者」「一般」「住民税非課税世帯」に区分されます。住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示で入院時の食事代も軽減されます。

- *上位所得者=保険税の算定基礎となる基礎控除後の所得金額の合計が600万円を超える世帯の人
- *一般=住民税課税世帯で上位所得者以外の人

【申請に必要な書類】

- ▽国民健康保険被保険者証
- ▽入院期間が分かる領収書、請求書など(表2の住民税非課税世帯の人で、過去1年間の入院日数が91日以上の人)
- *平成22年中の収入の申告をしていない人は、平成23年1月1日現在の住所の市区町村で申告をしてください。市外で収入の申告をした人は、申告した市区町村が発行する「平成23年度所得証明」が必要です
- *「限度額適用認定証」は、国保税の滞納がある世帯には交付できません(住民税非課税世帯であれば、「標準負担額減額認定証(食事代の負担減)」のみ交付)

表1 入院時の負担額(70歳以上)

所得区分	窓口負担限度額(月額)	入院時食事代(1食当たり)*1
現役並み所得者(3割負担の人)	80,100円*2	260円
一般(1割負担で下記以外の人)	44,400円	
認定証を提示した場合	区分II(世帯全員が住民税非課税の人)	210円
	区分I(世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人)*4	160円*3
	15,000円	100円

- *1 療養病床に入院した場合、表3の食費と居住費は自己負担
- *2 医療費が26万7,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- *3 区分IIの人で、過去1年間の入院日数が通算91日以上の方は、長期入院該当の申請を。長期入院該当の認定を受けた場合に限り、長期認定日以後の食事代は1食当たり160円(療養病床に入院中の方は、長期入院該当申請は不要)
- *4 年金収入のみの場合、80万円以下の人

表2 認定証を提示した場合の入院時の自己負担額(70歳未満)

所得区分(認定証の表示)	診療月から1年以内で高額療養費の支給が3回目まで	診療月から1年以内で高額療養費の支給が4回目以降	入院時食事代(1食当たり)*5
上位所得者(A)	150,000円*6	83,400円	260円
一般(B)	80,100円*7	44,400円	
住民税非課税世帯(C)	35,400円	24,600円	210円
			160円*8

- *5 65歳以上の被保険者で療養病床に入院した場合は、表3の食費・居住費を自己負担
- *6 医療費が50万円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- *7 医療費が26万7,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- *8 過去1年間の入院日数が通算91日以上の方は、長期入院該当の申請を。長期入院該当の認定を受けた場合に限り、長期認定日以後の食事代は1食当たり160円

表3 療養病床に入院時の食費と
居住費の自己負担額(65歳以上)

所得区分	入院時食事代(1食当たり)	1日当たりの居住費	
下記以外の人(認定証の表示)	460円*9	320円	
認定証を提示した場合	住民税非課税世帯		210円
	区分II・C		130円

- *9 施設基準などで420円の場合あり

Wチャンス加盟店でお買い物をするとお得! 豪華景品が当たる!

抽選で、ご旅行・液晶テレビなど素敵な景品がぞくぞく当たる!

No.000000 ご旅行・液晶テレビが当たる! No.000000

宗像さらり商品券 ¥500

Wチャンス加盟店 宗像市土六二丁目1-17 P/福岡銀行うら兼用へ

めがね工房中代

めがね工房中代 電話 33-7738

住宅新築・リフォーム設計施工

OKU 有限会社 奥井建設

有限会社奥井建設一級建築士事務所

TEL.0940-33-0953 FAX.0940-33-5553

住宅の新築は... ★安心と信頼の7つのこだわり「緑の家」
★環境に優しい省エネECO住宅「G FOREST(ジューフォレスト)」

住宅のリフォームは... ★増改築・水廻りなど大きなリフォームから小さな修繕まで
★外構・エクステリア

詳しくはこちらへ!! 奥井建設 宗像市 検索

【URL】http://okui-ken.net/index.html 【E-mail】info@okui-ken.net